

○筑前町自然環境保全条例

平成17年3月22日条例第88号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項の規定により、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、筑前町における開発事業及び活動に伴って生じる自然環境の破壊を防止し、緑豊かな環境を守り、自然と生活の調和を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然環境」とは、住民の健康や生活及びこれに密接な関係のある土地、動植物等の自然現象をいう。

2 この条例において「自然破壊」とは、事業活動その他の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の公害によって、人の健康、自然環境又は景観等に係る被害が生じることをいう。

3 この条例において「開発事業」とは、既存の土地の形状の変更及び地上物件を除去変更し、新規に開発する目的で土地造成及び施設等の建築を行い、又は処分することをいう。

(規制範囲)

第3条 この条例に規定する自然環境の地域は、次に掲げるものとし、範囲は町長が、第14条に規定する筑前町自然環境保全対策審議会に諮り、別に定める。

- (1) 貴重な自然環境を保つ森林、高原、草生地、渓谷、河川、池沼等を含む地域のうち、現にあるがままの自然状態を将来にわたって保存することが必要な地区
- (2) すぐれた自然景観を有する地域のうち、その自然景観を保存することが必要な地区
- (3) 歴史的又は郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区
- (4) 自然環境が良好のうち、その地域の特性に応じて自然環境の保存と活用の調和を図ることが必要な地区
- (5) 緑地の造成、沿道の修景その他自然環境の積極的な造成又は改善を図ることが必要な地区
- (6) 動物植物、地質鉱物等（いずれも生育地又は所在地を含む。）で住民に親しまれているもの若しくは由緒あるもの又は学術的に価値のある地区

(協議等)

第4条 前条に規定する地区内に開発事業をしようとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、町長と協議しなければならない。ただし、町長が別に定めるものについては、この限りでない。

(助言、指導及び勧告)

第5条 前条の協議による開発事業について、町長は、助言、指導及び勧告をすることができる。

(同意)

第6条 町長は、前2条の規定により開発事業が適切であると認め、かつ、事業者が関係住民の同意を得たときは、これに同意するものとする。

(事業者の義務)

第7条 事業者は、常に自然環境の破壊を生じないよう注意するとともに、生じるおそれのあるとき又は生じたときは、直ちに、その防止措置を講じなければならない。

(破壊防止の措置)

第8条 町長は、自然環境の破壊が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、その破壊を防止するため必要な措置（以下「除害措置」という。）の計画を作成させ提出させるものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき、直ちに、その除害措置を講じなければならない。

3 町長は、第1項の規定により計画の提出があった場合において、当該計画が除害措置を講じるために十分な計画でないと認めるときは、当該計画の変更を命じることができる。

(行政処分)

第9条 事業者が、前条各項の規定による措置を行わないときは、町長は、当該事業者に期限を指定して、その措置を行うべきことを命ずることができる。

第10条 事業者が、前条の命令に従わないときは、町長は、自然環境の破壊を防止するに必要な限度において設備除却、変更、使用禁止、使用停止又はその他の措置を命ずることができる。

第11条 町長は、前条の規定による処分をしようとする場合は、あらかじめ、第14条に規定する筑前町自然環境保全対策審議会の意見を求めて、これを行うものとする。

(除害措置の届出)

第12条 事業者は、第8条から第10条までの規定により除害の措置を講じたときは、10日以内に町長にその旨の届出をし、検査を受けなければならない。

(有効保持)

第13条 事業者は、前条の規定により検査を受けた措置は、有効に保持しなければならない。

(審議会)

第14条 自然環境保全に関し、町長の諮問に応じて調査審議等をするため、筑前町自然環境保全対策審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 町の住民

(2) 区長代表

(3) 学識経験を有する者

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第15条 町長は、事業者が、第9条又は第10条及び第13条の規定による命令の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者の意見の聴取を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 事業者が、第9条又は第10条の規定による命令に違反したときは、10万円以下の罰金に処する。

2 事業者が、第13条の規定に違反したときは、2万円以下の罰金に処する。